第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（法第二十一条第一項の政令で定める法人）

第五条　法第二十一条第一項の政令で定める法人は、預託等取引業者又はその役員（法第十九条第一項の規定による命令の日前一年以内において役員であった者を含む。）若しくはその使用人（前条に規定する使用人をいい、法第十九条第一項の規定による命令の日前一年以内において使用人であった者を含む。）が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の法人として内閣府令で定めるものをいう。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令の一部改正）

第三条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十八号中「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」を「預託等取引に関する法律」に改める。

第三条中「第九十二条」を「第九十三条」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第四条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中第四十八号を第四十九号とし、第二十八号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十三条第一号（同法第四条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

（信託業法施行令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」を「預託等取引に関する法律」に改める。

一　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第四条第十二号

二　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第二百八十二号

三　消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）第一条第二十五号

四　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）第十一条第七号

五　刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）第二十九号

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第六条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四十八号を第四十九号とし、第二十八号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十三条第一号（同法第四条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

附　則

（施行期日）

1　この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

2　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第四十八号中「特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令」を「預託等取引に関する法律施行令」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条本文及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日は令和四年四月一日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和五年四月一日とする。

総務大臣　金子　恭之
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第十五条第一項第三号、第三十五条第一号及び第百十条、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条並びに海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。